

(案)

国運審第〇号
令和6年〇月〇〇日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会长 堀川 義弘

答 申 書

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示
に関する諮問について

令6第6001号

令和6年1月10日付け国自貨第701号をもって諮問された上記の事案については、令和6年2月13日に東京都において公聴会を開催し、審議した結果、次のとおり答申する。

(案)

主 文

貨物自動車運送事業法附則第1条の3第1項に基づく一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃については、別紙のとおり定めることが適当である。

理 由

1. 今般、国土交通大臣は、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、所要の見直しを加えた一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を別紙のとおり定めて告示すること（以下「告示案」という。）について、当審議会に諮問したものである。
2. 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めるにあたっては、貨物自動車運送事業法附則第1条の3第1項に基づき、当該事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準とすることとされている。
3. 当審議会は、告示案の審議にあたり、公聴会において所管局の陳述及び公述人の公述を聴取するとともに、所管局から提出された資料及び聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、次のとおりである。
 - (1) 告示案は、車両を貸し切る場合の貸切運賃について車種別、地方ブロック別に運賃表（距離制・時間制）を設定している（I、II関係）。また、複数の荷主からの貨物を混載する場合等を念頭においた個建運賃（III関係）、運送契約の条件や車両の特殊性等を踏まえた運賃割増率（IV関係）、待機時間料、積込料・取卸料、附帯業務料、利用運送手数料、有料道路利用料及びフェリー利用料等の運送

(案)

以外の役務の対価等に係る料金（V～IX関係）並びに燃料サーチャージ（X関係）を設定している。

- これらにつき、個別に①～⑨のとおり順次確認した。
- ①運賃表（距離制・時間制）については、能率的な経営を行っていると認められる一般貨物運送事業者の直近の原価調査結果や足下の燃料価格等を基にしつつ、人件費について全産業平均の単価等を用いて算出した原価及びに一定の利潤を足し合わせて加え設定している。
 - ②個建運賃については、複数の荷主からの貨物を混載する場合等を念頭におき、運賃表を基に貨物の最大積載可能個数又は重量に及び各一般貨物運送事業者が定める基準積載率を加味して単価を用いて算定する考え方を設定している。
 - ③運賃割増率については、運送契約の条件に応じた速達割増等の考え方を設定するとともに、車両の特殊性を踏まえた特殊車両割増率等を設定している。
 - ④待機時間料については、全産業平均の基準外人件費に利益率を加味して設定しており、荷待ち・荷役作業等に係る時間が合計2時間を超えた場合の待機時間料については、労働基準法に基づく割増率を適用した基準外人件費に利益率を加味して設定している。
 - ⑤積込料・取卸料については、待機時間料の単価を基準として公共工事設計労務単価を参考に機械荷役及び手荷役に大別して対価の水準を設定しており、附帯業務料については、運賃とは別に実費として收受する旨設定している。
 - ⑥利用運送手数料については、1回の傭車にあたり收受する手数料として原価調査結果における平均的な水準を運賃とは別に收受する旨設定している。
 - ⑦有料道路利用料については、有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより收受する旨設定している。
 - ⑧フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合については、運賃とは別に実費として收受する旨設定している。

(案)

⑨燃料サーチャージについては、燃料価格の高騰を踏まえた基準価格を設定している。

(2) (1)において確認した設定は、直近の原価調査結果や統計資料等を基にしつつ、人件費について全産業平均の単価等を用いて算出している等合理性があり、1.で述べた趣旨を踏まえた合理的なものであると認められる。

4. 以上のように、告示案は、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準としたものであるので、国土交通大臣が上記2.の基準に適合するものとして別紙のとおり一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めることは適當である。

(案)

要望事項

事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図る観点から、今回見直された標準的な運賃が有効に活用されるよう、国土交通大臣は、以下の取組を行って頂きたい。

- (1) 標準的な運賃について、関係省庁や関係団体と連携して、一般貨物自動車運送事業者、荷主及び一般消費者に対して周知・徹底を図るとともに、荷主や一般消費者に理解と協力を求めること。また、荷主等との運賃交渉を実施していない一般貨物自動車運送事業者も少なくない現状を踏まえ、標準的な運賃の見直しの趣旨や活用方法等について、業界団体と連携して、一般貨物自動車運送事業者に対して必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 標準的な運賃の活用状況についての監視を強化し、関係省庁や業界団体と連携して、適正な取引を阻害する疑いがある荷主等に対し働きかけや要請等を行うことにより、その実効性の確保を図ること。また、今般の標準的な運賃の見直しが、他の関連施策と相まって、一般貨物自動車運送事業者が適正な運賃を收受し、持続可能な事業運営ができる環境の整備に寄与するよう、関係省庁や関係団体と連携して、必要な取組を行うこと。
- (3) 関係省庁と連携して、多重下請構造を含む商慣行の実態や物価動向等を把握~~一般貨物自動車運送事業者による標準的な運賃の活用状況及び実際の契約額や事業用自動車の運転者の賃上げへの反映状況を定期的に評価・分析~~するとともに、一般貨物自動車運送事業者による標準的な運賃の活用状況及び実際の契約額や事業用自動車の運転者の賃上げへの反映状況を定期的に評価・分析~~多重下請構造を含む商慣行の実態や物価動向等を把握~~した上で、標準的な運賃について継続的に必要な改善・見直しを図ること。